

令和4年5月27日（金）

1 目 目

（議案上程審議、質疑・討論・採決）

令和4年5月27日～6月2日

町議会定例会会議録

令和4年5月27日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（町有自動車に係る事故の和解に関する専決処分）
- 日程第4 報告第3号 令和3年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和3年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 令和3年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 令和3年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 議案第23号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）
- 日程第9 議案第24号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）
- 日程第10 議案第25号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第27号 上三川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第28号 上三川町職員の降給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第29号 上三川町税条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第30号 令和4年度上三川町一般会計補正予算（第1号）

午前10時02分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、ご起立をお願いします。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 ご着席ください。

令和4年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和4年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されています議案のうち、議案第27号及び議案第29号の一部がお手元の議案書正誤表のとおりとなります。

次に、監査関係では、お手元に配付のとおり、例月現金出納検査結果が令和4年2月分から令和4年4月分までの3か月分、及び定例監査の結果が提出されております。

組合議会関係では、令和4年第1回石橋地区消防組合議会定例会審議結果及び令和4年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、5番・小川公威君、6番・志鳥勝則君を指名いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番・議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和4年第3回町議会の定例会の会期、運営につきまして議長より諮問され、5月10日及び5月23日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告5件、議案8件で、一般質問者については8人であります。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応としまして、会期を短縮し、本日5月27日から6月2日までの7日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案の全てを上程し、議案第23号、議案第24号の専決処分の承認を求めることについて、議案第25号から議案第29号の条例の一部改正について、議案第30号の補正予算については、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目から5日目は休会といたします。

6日目から7日目は、一般質問をくじで決定した順番により8人が行います。

また、最終日には、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し採決をお願いし、全議案を議了したいと思っております。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月2日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月2日までの7日間と決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、報告第2号「議会の委任による専決処分の報告について（町有自動車に係る事故の和解に関する専決処分）」から、日程第7、報告第6号「令和3年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第2号から報告第6号までを一括説明いたします。

報告第2号「議会の委任による専決処分の報告」につきましては、令和4年2月9日午後2時40分頃、ふれあいの家ひまわり駐車場にて、町有自動車を駐車させようとバックしたところ、相手方車両に接触し側面を損傷させた事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号「令和3年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書」につきましては、地方自治法第212条第1項の規定に基づき、生涯学習・子育て支援複合施設整備事業（設計業務）を令和4年

度に繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

金額は1,554万円、財源は全額一般財源となり、令和3年度の年割額のうち、年度内に支出の終わらなかったものについて、継続年度である令和4年度へ繰り越すものでございます。

次に、報告第4号「令和3年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和3年度一般会計予算のうち、繰越明許費として令和4年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第1項総務管理費、庁舎・設備維持修繕事業の繰越額が152万9,000円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号利用制度システム整備事業の繰越額が440万円、財源は全額国庫支出金でございます。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の繰越額が1億5,680万2,000円、財源は全額国庫支出金でございます。同じく、第2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金の繰越額が612万円、財源は、国庫支出金562万円、一般財源50万円でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費では、タブレット導入事業の繰越額が20万円、財源は全額県支出金でございます。同じく、第1項農業費、園芸産地振興対策事業の繰越額が140万円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第1項農業費、国営造成施設管理体制整備事業の繰越額が34万円、財源は、県支出金25万5,000円、一般財源8万5,000円でございます。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、道路整備事業の繰越額が1億4,712万8,000円、財源は、国庫支出金7,293万2,000円、町債4,780万円、一般財源2,639万6,000円でございます。同じく、第2項道路橋梁費、多功・西浦地内側溝整備事業の繰越額が4,500万円、財源は、町債4,490万円、一般財源10万円でございます。第3項河川費、河川事業の繰越額が1,244万9,000円、財源は、町債830万円、一般財源414万9,000円でございます。第4項都市計画費、願成寺地区市街地整備事業の繰越額が942万5,000円、財源は全額一般財源でございます。第5項住宅費、民間住宅耐震改修助成事業の繰越額が200万円、財源は、国庫支出金100万円、県支出金50万円、一般財源50万円でございます。

第10款教育費、第2項小学校費、学校保健特別対策事業（小学校）の繰越額が727万円、財源は、国庫支出金360万円、一般財源367万円でございます。同じく、第3項中学校費、学校保健特別対策事業（中学校）の繰越額が363万円、財源は、国庫支出金180万円、一般財源183万円でございます。同じく、第4項社会教育費、図書館施設整備事業の繰越額が3,520万円、財源は、国庫支出金3,400万円、一般財源120万円でございます。

第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、東蓼沼橋災害復旧事業の繰越額が1,500万円、財源は全額一般財源でございます。

次に、報告第5号「令和3年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書について」につきましては、令和3年度水道事業会計予算のうち、令和4年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、水道事業の繰越額が2,901

万8,000円、財源は全額損益勘定留保資金でございます。

次に、報告第6号「令和3年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和3年度下水道事業会計予算のうち、令和4年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、上段、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、公共下水道事業の繰越額が6,926万7,000円、財源は、国庫補助金2,450万円、県負担金620万円、企業債3,530万円、損益勘定留保資金326万7,000円でございます。

下段、同項特定環境保全公共下水道事業の繰越額が2,044万9,000円、財源は、企業債1,940万円、損益勘定留保資金104万9,000円でございます。

以上で報告第2号から報告第6号までの説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第2号から報告第6号につきましては、これをもって終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第8、議案第23号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）」及び日程第9、議案第24号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第23号及び議案第24号を一括説明いたします。

議案第23号「町長の専決処分の承認を求めること」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容は、町民税の寄附金税額控除における特例控除の経過措置の終了及び固定資産税の課税標準額の特例項目の追加等による適用条項の整理を行うものでございます。

次に、議案第24号「町長の専決処分の承認を求めること」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容は、地方税法において、都市計画税の課税標準額の特例項目が追加されたことによる適用条項の整理を行うものでございます。

以上で議案第23号及び議案第24号の説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに議案第23号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第23号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第24号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第24号は承認することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第10、議案第25号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から、日程第12、議案第27号「上三川町職員の給与に関する条例の一部改正について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第25号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第26号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び議案第27号「上三川町職員の給与に関する条例の一部改正について」を一括説明いたします。

本案件は、令和3年人事院勧告等に基づき、国家公務員等の給与が改定されたことを踏まえ、町議会議員、町長等及び町職員について、同様の措置を講ずるため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに議案第25号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ

いて」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「上三川町職員の給与に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第13、議案第28号「上三川町職員の降給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第28号「上三川町職員の降給に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国家公務員の人事評価制度において、評価結果の段階を示す評語が見直されることに合わせて、本町においても評語を見直すことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第28号「上三川町職員の降給に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第14、議案第29号「上三川町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第29号「上三川町税条例等の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び固定資産課税台帳の閲覧における特例の追加等を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第29号「上三川町税条例等の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第15、議案第30号「令和4年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第30号「令和4年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費による国・県補助事業の追加など、当初予算に見込むことができなかったものについて、予算を増額することとして編成したものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金で、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費及びマイナポイント事業費等の増額補正を、県支出金で、機構集積支援事業、道徳教育支援事業及び子ども・子育て支援交付金等の増額補正を、繰入金で、財政調整基金繰入金の増額補正をいたします。

歳出予算につきましては、総務費で、マイナンバーカード普及及びキャッシュレス決済の利用拡大の啓発に係る事業費の増額補正を、民生費で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付

金事業費等の増額補正を、衛生費で、クリーンパーク茂原の火災事故に伴うごみ処理・運搬等に係る費用及び4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の増額補正を、農林水産業費で、農地法に基づく新たな農業委員会事務費等の増額補正を、教育費で、中学校における教育研究事業費等の増額補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に8,483万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を115億2,683万8,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第30号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書により歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10・11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目衛生費負担金2,135万9,000円の増額は、1節保健衛生費負担金で、今回国で決定されました新型コロナウイルスワクチン4回目接種に要します費用について、国からの負担金を増額補正するものでございます。同じく、第2項国庫補助金、1目総務費補助金861万円の増額補正は、1節総務管理費補助金で、マイナポイント事業費補助金の補助採択によりまして、国からの補助金を増額するものでございます。2目民生費補助金1,388万7,000円の増額補正につきましては、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金、本郷北小学童クラブの夏休み期間の臨時開所に伴う長期休暇支援加算分としまして16万4,000円を、また、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費としまして1,250万円を、同じく事務費分としまして122万3,000円を、それぞれ国からの補助金を増額補正するものでございます。3目衛生費補助金3,160万7,000円の増額補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制確保のための必要な経費分としての国からの補助を増額するものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費補助金16万4,000円の増額補正につきましては、先ほど国庫支出金のほうで説明させていただきました本郷北小学童クラブの夏休み期間の臨時開所に伴う県分の補助金も増額補正するものでございます。3目衛生費補助金495万2,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業としまして、集団接種会場への医療従事者派遣に係る必要な経費分としまして、県からの補助を増額補正するものでございます。4目農林水産業費補助金159万6,000円の増額補正につきましては、農業委員会で行います機構集積支援事業が補助事業採択によりまして増額補正するものでございます。同じく、第3項委託金、3目教育費委託金50万円の増額補正につきましては、新たに県教育委員会から特色ある道德教育支援事業の委託を受けたため、増額補正するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金216万3,000円の増額補正につ

きましては、補正予算の財源不足分としまして繰り入れるものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

続きまして、12・13ページをお開き願います。3、歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の補正につきましては、国県の補助事業採択による財源の組替えでございます。7目企画費の補正額と10目情報管理費の一部予算の組替えにつきましては、国が示しますマイナンバーカードを活用した消費活性化事業の実施に向けた環境整備に係るもので、11節役務費から13節使用料及び賃借料におきまして、マイナポイント申込み支援に要する事務費510万9,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費の28万6,000円の増額補正につきましては、上郷地内の上郷公園内忠霊塔の周囲柵が破損しているため修繕するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,444万7,000円の増につきましては、国の物価高騰等に対する緊急支援策の決定に伴う低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費の他、夏休み期間の学童クラブ利用者の増加見込みに伴い、保育室拡充に係る経費を計上したものです。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金に関しましては、10節需用費の29万4,000円、11節役務費の4万9,000円は事務処理に要する経費です。12節委託料はシステム改修費用として88万円を、18節負担金、補助及び交付金の1,250万円につきましては、対象児童1人当たり5万円を支給するものとして250人分を計上いたします。また、17節備品購入費72万4,000円は、夏休み期間の本郷北小学童クラブの利用者増加を見込みまして、学校内の教室を利用し保育室を拡充させるため、マットや座卓などの購入を行うものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費の1節報酬の702万4,000円から一番下段の18節負担金、補助及び交付金の495万2,000円までの合計5,791万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施するために要する経費を増額するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 14ページ、15ページをお開きください。第2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金は、生ごみ処理機等設置費用補助制度の拡充に伴い100万円を増額するものでございます。2目じん芥処理費、12節委託料は、クリーンパーク茂原の火災による

燃やせるごみ収集運搬距離の延長分と、週初め等など、排出が多い日の車両の増加分等の400万円を増加するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費135万円の増額につきましては、一般社団法人全国農業会議所が進めております農業委員会サポートシステム稼働に伴う一時的な事務量の増加に対し、事務補助員費用の補助金が採択されたため補正するものでございます。まず、一般事務補助員1名分といたしまして1節報酬、また、3節職員手当等につきましては期末手当、8節旅費につきましては通勤費を補正するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、補正額22万8,000円の増額は、13節使用料及び賃借料で、東蓼沼橋が令和4年2月の火災により損傷の修繕工事により、6月1日から8月31日までの間、全面通行止めとなるため、向川原自治会から本郷小学校へ通学する児童を送迎するための経費を計上したものでございます。

次に、第3項中学校費、2目教育振興費、補正額50万円の増額は、7節報償費16万5,000円、10節需用費21万7,000円及び18節負担金、補助及び交付金11万8,000円の増額で、いずれも上三川中学校が県の特色ある道徳教育支援事業の研究推進校に指定されたため、その実施に必要な経費を計上したものでございます。

以上で、議案第30号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今、14ページの衛生費の中で、生ごみを補助するということの、何に補助するのかということ、どういうことで補助するのかということと、それで、委託料のこの車の収集がかかるというのは、茂原はまだ完了しないで、どこへこれを運んでいくのに車がたくさんいるのかなということ。そうするとね、この収集するのはどこへ持っていくために車両が多くなって、茂原に持っていくときと違うというのが私にはちょっと理解できないんですね。

茂原はまだ火事になった理由も公表されてないんですね。燃えたということは知ってるんです。どういうことで燃えたというのは、負担金を出してる自治体に説明がありましたか。私は聞いてないんですが、どういうことをやってきたので燃えちゃったんだということが。ごみを持っていくのにお金がかかるのは町民のお金ですから、どこへ持って行ってどうするのかの説明がないと、補正しても意味がないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 まず1点目のごみ処理機等の設置費用ですが、コンポスト機、生ごみをやるコンポストの機械、容器ですね。それと、生ごみを乾燥させる機械式の容器の費用を今回の茂原の関係で5割削減ということで、削減のためにこの費用を拡大して補正増するものです。

あとまた委託の関係ですが、茂原に持っていけないもんですから、クリーンセンター、宇都宮のです

ね、下田原の処理場と、あと民間で、壬生町の民間施設のほうに持っていく延長距離です。

あと、燃えたものにつきましては、新聞報道であります、火災、例えばライターとかそういうので燃えたのかということとなっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、このごみ処理の機械はどういうふうにして、これはどこへ設置してあるものなんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまのご質問にお答えします。

機械式処理機は設置しているのはどこかというか、各家庭のほうで、例えば台所の脇なんかはその処理機を置いて、機械式で乾燥してごみ処理をしているということだと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、この金額で何件ぐらいこれを使っているのか分かりますか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 拡充した令和2年度から2月、3月ですね、令和3年度でコンポスト機が59台、機械処理機が31台、令和4年度4月でコンポストの容器が30台、機械式の処理機が11台でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他にございませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 歳出予算書の12・13ページ、この中で、児童福祉費、18節負担金、補助及び交付金の1,250万なんですけども、この給付状況、どういうふうなところに給付するのかということをお伺いするとともに、また、14ページ、15ページの農業費、ここで、農業委員会のほうで使う予算の人件費たるものを補正するという事なんですけども、この取り組む事業内容についてお聞かせ願えればと思います。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金、これの対象者になりますが、対象は、昨年度も同様の給付金を実施しておりますが、それと同様に、今年度につきましては、令和4年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けており、かつ令和4年度の住民税均等割が非課税の方になっています。年齢は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童ということになっておりますが、この対象児童の養育者の方で、家計急変した方も対象となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【松本勝彦君】 事務補助員の採用につきましては、国のデジタル化の一環として、農林水産省では、農地情報の一元管理、また共通申請サービス等の取組を進めております。農

業委員会では農地台帳を管理しているわけなんですけど、現在、民間のベンダーが作成しましたシステムで管理しているものを、先ほど申し上げました全国農業会議所が作成した共通のシステムで管理することとなりました。そのデータの移行作業等が事務量も増大するというので今回、事務補助員1名を採用するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 今の農業委員会のほうの説明なんですけども、何か今の農地情勢と見比べると、農業委員会のほうの仕事がぱっと現れてないのかなと、どういうふうな効果があるのかなということちょっと疑問に思ってる部分があります。そうしたことで、せっかく導入するということなものですから、有効に活用して、農業の振興面に幅広くよい影響が出るようにということで努力してもらいたいと思います。

それと、民生費のほうの子育て世帯の支援事業のほうの内容については、了解しました。個人の各家庭に振り込むんだらうということでございますが、くれぐれも手違いのないようにということで、これ、この補助、交付金にだけ言えるわけではなくて、全ての事務処理について言えることでありますので、新聞沙汰、テレビ報道であるようなことのないように気を引き締めてやっていく必要が今後ともあるんじゃないかなというようなことで思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 12・13ページなんですけれども、第4款の衛生費、第1項保健衛生費の報酬で、第4回目の予防接種の予算を取ってると思うんですけれども、今まで3回目の予防接種の進捗状況とか、それから子供たちの状況というのはどんな感じなんでしょうか。何かテレビだと3回目なかなか進んでないという報道もありますし、ワクチンも何か処分してる場所も結構あるという話もありますけれども、本町におかれましてはどのような状況でしょうか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

5月1日時点での接種率になるので、ちょっと前の接種率になるんですが、年代ごとの接種率のほうが出ております。まず、人口に対する全体の、対象者じゃない人も含んだ全体の接種率といたしまして、上三川町、5月1日時点で57.13%が接種率になっております。栃木県全体の平均が52.96%になっているので、平均のほうは5ポイントほど上回ってる形になります。

年代別に見ますと、まず12歳から19歳の間の方の接種率に関しては、県の15.90%に比べて上三川町は14.07%なので、2ポイント弱少ないんですが、それ以上の年代に関しましては、全て県内の平均を上回ってる状況になっております。また、65歳以上の高齢者、60歳から64歳の方に関しましては、県内では一番高い接種率です。

また、お子さんの接種率なんですけど、こちらのほうもちょっと小児のほう、県のほうから出てる正式な4月6日時点での接種率なので、ちょっと古いんですが、5歳から11歳の小児の方の県のほうで出している4月6日時点での接種率、1か月以上前の接種率で大変申し訳ないんですが、こちらで、1回

目が終わった子が24.11%、約4分の1の子が終わっている状況になります。1回目を受けた方は大体2回目、自動的に予約が入ることになっておりますので、1回目受けた方はそのまま終わると思います。こちらの24.11%の数字に関しましても、その当時、県の平均が10.32%になっておりまして、県内で一番高い接種率のほうになっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 上三川は本当に、いろんなところで聞くとワクチンを打ってる率が高いということ伺います。4回目になりますと、4回目って本当に必要なのかなとかというふうな、ちまたの意見というか、私の周りの意見で大変申し訳ないんですけど、「3回打ってればもういいんじゃないか？ 4回目はいいんじゃないか？」みたいな、そういう話もありますので、やっぱり4回打つことがどうして必要なのかという具体的な話を町民に示していただけたらいいんじゃないかなと思いましたので、今後そういう点で、上三川としては、町内でこんなふうに接種率がいいんですよということも知らせていきながら、そして4回目、やはりまだまだコロナはこういうふうが増えてますという感じのことを伝えていただきながら行っていただけたら幸いです。よろしくお願いします。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎君。

○1番【田崎幸夫君】 14ページ、15ページなんですけども、第10款の教育費、これ、向川原地区の小中学生を6月1日からの橋の改修工事で送迎するということなんですけども、これで、予算の22万8,000円では賅えないような気がするんですけども、この辺の22万8,000円の算出した条件等をお聞かせいただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただいまの質問にお答えいたします。

6月1日から8月31日までの間、夏休みが入りますので、実質登校が38日間で、片道3,000円といたしまして往復で6,000円になります。38日掛ける6,000円の経費となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 1番、田崎君。

○1番【田崎幸夫君】 済みません、私の聞き漏れかもしれません。中学生もですよ。小学生だけ？失礼しました。ぜひですね、送迎1か月ということなんですけども、父兄の方々にですね、負担のかからないように効率よく送迎をお願いいたします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第30号「令和4年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日28日から31日までは休会とし、6月1日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時01分散会